令和７年４月２５日招集

第１回狭山市議会臨時会議案

目　　次

議案番号	件　　名	ページ
第２６号	専決処分の承認を求めることについて （狭山市税条例の一部を改正する条例）	３
第２７号	専決処分の承認を求めることについて （狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	７
第２８号	専決処分の承認を求めることについて （令和６年度狭山市一般会計補正予算（第９号））	１０
第２９号	専決処分の承認を求めることについて （令和６年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号））	１２
第３０号	狭山市固定資産評価員の選任について	１４
第３１号	令和７年度狭山市一般会計補正予算（第１号）	１６

議案第２６号

専決処分の承認を求めることについて

狭山市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和７年４月２５日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

地方税法等が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市税条例を改正する必要が生じ、令和７年３月３１日に狭山市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

狭山市税条例の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

令和７年３月３１日

狭山市長　小谷野　　剛

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和３０年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第６３条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第８９条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第１３１条の３第２項第１号及び第１４４条第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１０条の２第１６項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３中第１５項を第１６項とし、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

１４　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１８条の１４第１号中「及び個人番号又は法人番号」を「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第１６項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」に改める。

附則第２３条中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　改正後の狭山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第２７号

専決処分の承認を求めることについて

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和７年４月２５日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

地方税法施行令が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和７年３月３１日に狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

令和７年３月３１日

狭山市長　小谷野　　剛

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和２９年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１９条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の第１９条第１項第２号及び第３号の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第２８号

専決処分の承認を求めることについて

令和６年度狭山市一般会計補正予算（第９号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和７年４月２５日提出

狭山市長　小谷野　　剛

別紙

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

令和６年度狭山市一般会計補正予算（第９号）

補正予算別冊のとおり

令和７年３月３１日

狭山市長　小谷野　　剛

令和６年度狭山市一般会計補正予算（第９号）

令和６年度狭山市一般会計の補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３８，２５８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５８，０２９，０３２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　地方譲与税		322,000	653	322,653
	3　森林環境譲与税	17,000	653	17,653
18　財産収入		178,367	1,255	179,622
	1　財産運用収入	134,117	1,255	135,372
19　寄附金		170,000	△25,039	144,961
	1　寄附金	170,000	△25,039	144,961
20　繰入金		5,507,237	61,389	5,568,626
	2　基金繰入金	5,241,936	61,389	5,303,325
歳入合計		57,990,774	38,258	58,029,032

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		8,484,648	30,041	8,514,689
	1　総務管理費	7,365,347	30,041	7,395,388
3　民生費		25,755,615	8,217	25,763,832
	1　社会福祉費	12,550,643	8,217	12,558,860
	2　児童福祉費	10,803,653	0	10,803,653
7　商工費		720,875	0	720,875
	1　商工費	720,875	0	720,875
9　消防費		2,137,707	0	2,137,707
	1　消防費	2,137,707	0	2,137,707
歳　出　合　計		57,990,774	38,258	58,029,032

議案第２９号

専決処分の承認を求めることについて

令和６年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和７年４月２５日提出

狭山市長　小谷野　　剛

別紙

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

令和６年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

補正予算別冊のとおり

令和７年３月３１日

狭山市長　小谷野　　剛

令和６年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和６年度狭山市国民健康保険特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５８千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４，８７４，６９２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4　財産収入		50	58	108
	1　財産運用収入	50	58	108
歳入合計		14,874,634	58	14,874,692

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6　基金積立金		93,062	58	93,120
	1　基金積立金	93,062	58	93,120
歳　出　合　計		14,874,634	58	14,874,692

議案第３０号

狭山市固定資産評価員の選任について

下記の者を狭山市固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　（略）
氏　　名　　齊藤　裕介
生年月日　　（略）

令和７年４月２５日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

固定資産評価員増茂直人氏の辞任に伴い、同氏の後任者として狭山市総務部資産税課長の職にある齊藤裕介氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第４０４条第２項の規定により、この案を提出するものである。

議案第３１号

令和７年度狭山市一般会計補正予算（第１号）

補正予算別冊のとおり

令和７年４月２５日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和７年度狭山市一般会計補正予算（第１号）

令和７年度狭山市一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０，５４１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５３，６４２，５４１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16　国庫支出金		8,762,740	6,670	8,769,410
	2　国庫補助金	981,771	6,670	988,441
17　県支出金		4,130,454	3,675	4,134,129
	2　県補助金	922,941	3,675	926,616
20　繰入金		2,994,772	10,196	3,004,968
	2　基金繰入金	2,920,121	10,196	2,930,317
歳入合計		53,622,000	20,541	53,642,541

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		6,261,627	3,516	6,265,143
	1　総務管理費	4,848,983	3,516	4,852,499
3　民生費		26,002,703	3,675	26,006,378
	1　社会福祉費	12,395,322	3,675	12,398,997
9　消防費		2,198,865	13,350	2,212,215
	1　消防費	2,198,865	13,350	2,212,215
歳出合計		53,622,000	20,541	53,642,541